

下水道法第16条及び第24条に基づく下水道接続申請時における注意事項

項 目	チェック
申請地が市街化区域か市街化調整区域かを確認する。	
→ 市街化区域の場合は「第21号様式」を使用する。	
市街化調整区域の場合は、下水道計画課で下水道認可区域の内外を確認する。	
→ 認可区域内の場合は「第21号様式」を使用する。 → 認可区域外の場合は「公共下水道区域外流入事前打合せ」により協議を行う。 協議後、接続の申請は「第13号様式」を使用する。	
添付書類が整っているか確認する。	
→ 敷地面積が500㎡以上、もしくは市街化調整区域の場合は、次の書類を添付する。 ・都市計画法第29条又は第43条の許可書の写し ・都市計画法施行規則第60条の証明書の写し → 位置指定道路に取付管及び公共枿を設置する場合は、次の書類を添付する。 ・道路位置指定受理証明書及び道路位置指定申請図の写し → 公図で道路と思われる土地に地番がある場合は、登記事項証明又は要約書を添付する。 ただし、路政課又は各土木事務所で市道(認定道路)の確認ができた場合、公図にその旨を記載する。〈例:千葉市道〇〇〇□□号線であることを路政課で確認済。確認者〇〇〉	
位置図、平面図、管網図(下水道台帳)、公図、に申請地を図示してあるか確認する。	
→ 申請地を赤で囲む。 → 取付管及び公共枿の位置を「汚水＝赤、雨水＝青」で表示する。	
公図、登記事項証明書等の発行日が申請日の3ヵ月以内であるか確認する。	
→ 発行日が記載されたページがあるか。法務局の認証はあるか。	
申請地の土地所有者と申請者が同一かを確認する。	
→ 異なる場合は、申請者以外の土地所有者の「土地使用承諾書」を添付する。 → 本管延伸の場合は、全ての土地所有者の「土地使用承諾書」(印鑑登録の印を押印)及び「印鑑証明書」を添付する。	
道路占用の申請が必要となるか確認する。	
→ 県道及び市道の場合は、「道路占用許可申請書入力表(市道)」を作成し添付する。 → 認定道以外の場合は、各管理者へ申請書類の確認を行い、作成し添付する。	
申請書の様式については、千葉市ホームページからダウンロードできます。	
※ サイト内検索へ「接続指導係」と入力して検索を行い、〈千葉市:接続指導係のページ〉を選択する。	